

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。（第一条関係）

第二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）について、令和七年四月以降に適用される脱退一時金等の支給額を算定する場合の利率の見直しを行うこと。（第二条関係）

第三 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）について、令和七年度における厚生年金の再評価率の改定に併せて地方議会議員の年金の額を改定すること。

（第三条関係）

第四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成

二十七年政令第三百四十七号)について、令和七年四月以降に適用される退職一時金の返還額を算定する場合の利率の見直しを行うこと。(第四条関係)

第五 令和六年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令(平成二十八年政令第三百三十二号)について、令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこと。(第五条関係)

第六 この政令は、令和七年四月一日から施行すること。(附則関係)